

日本の知財教育学構築の経過と展望

—日本知財学会と知財創造教育連絡協議会をめぐって—

The Progress and Prospects of Japanese Intellectual Property Pedagogy Construction

—Regarding the Intellectual Property Association of Japan and the Liaison Council for Intellectual Property Creation and Education—

世良 清
Kiyoshi SERA

概要：日本で「知財教育学」という概念が構築されてきた経過を、内閣府知的財産戦略本部による年次の「知的財産推進計画」の動向を概括するとともに、日本知財学会による「知財教育」と知財創造教育コンソーシアムによる「知財創造教育」が混在していることを指摘した。さらに他の関連団体の状況を挙げ、2つの用語の使い分けを提案した。

Abstract: In addition to summarizing the trend of the annual "Intellectual Property Promotion Plan" by the Intellectual Property Strategy Headquarters of the Cabinet Office on the process of the development of the concept of "IP education" in Japan, he pointed out that "IP education" by the Japan Society of Intellectual Property and "IP creation education" by the IP Creation Education Consortium are mixed, and further cited the situation of other related organizations and proposed the use of the two terms differently.

キーワード：知財教育学, 知財教育, 知財創造教育, 知的財産推進計画

Keywords: Intellectual Property Pedagogy, Intellectual Property Education, Intellectual property Creation Education, Intellectual property Promotion Project

1. はじめに

日本において、学校教育の場で真正面に知的財産（知財）を据えた教育実践研究は世界的に見ても画期的である。¹⁾ 学校教育における知財教育の始動は、1998年に特許庁によって、工業高校に向けて『工業所有権標準テキスト特許編』が工業高校を中心に配布されたことにある。また、2000年からは「工業所有権標準テキスト（特許編）の有効活用を図るための実験協力校事業」が実施されたことが挙げられる。その後、2002年に内閣総理大臣によって知財立国宣言²⁾がなされ、2003年公布の知的財産基本法第21条に「国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教

育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講じるものとする」との記述が知財教育の起源となった。以降、特許庁と（独）工業所有権情報・研修館による推進事業などによって、授業実践が進み、さらには、文部科学省が告示する中学校や高校の学習指導要領への導入などによって学校教育における学習対象として位置づいてきた。

こうして今日、知財教育研究者や教育実践者らによる教育研究が進みつつあり、「知財教育学」³⁾が構築される趨勢にある。「知財教育学」としての学術的研究は、2007年の日本知財学会に知財教育分科会⁴⁾の設置によるところが大きい。「知財教育政策が始動し、2007年は知財教育研究の学術的な研究体制が整備された記念すべ

き年である」として、筆者は「知財教育研究の萌芽期」⁵⁾と位置づけた。以降、進展期や低迷期の複数の波を経て、「知財創造教育」⁶⁾の概念が発生し新展開期を迎えている。2017年には内閣府が中心になって知財創造教育推進コンソーシアムが創設されるに至り、全国で普及推進に動き始めた。2021年からは、「知財創造教育連絡協議会」⁷⁾をはじめとする自立組織が立ち上がっている。

筆者は、これまでに「知財教育学」の上位概念として「知財学」の不明確さ、知財教育学を研究対象としている日本知財学会が、日本学術会議では法学に分類されていることの問題点、学術振興会による科学研究費の分類においても、知財学が明確に定義されていないことを指摘してきた⁵⁾。また、教育学における体系にも言及する必要性もある。これら状況を背景に、本稿では、日本の知財教育の動向を概括した上で、課題を顕在化によって、今後の方向性見いだすと共に、さらなる発展に向けて考えることとしたい。

2. 日本の知財教育の動向

2.1. 「知的財産推進計画」による知的財産の教育・学習

日本の知財政策は、2001年に特許庁長官の呼びかけで「知的財産国家戦略フォーラム」が結成されたことに端を発し、2002年には「知財立国宣言」がなされた。2003年には「内外の社会経済情勢の変化に伴い、わが国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進する」ため、内閣官房（現内閣府）に知的財産戦略本部が設置された。以来、年次の「知的財産推進計画」が公表されてきた。同計画には、知財政策全般に及ぶが、そのなかで、知財教育に関する記述も具体的に示される。2017年までは、「知財教育」という用語が使われ、2018年からは「知財創造教育」という用語が使われることとなった。

2.2. 2017年以前の知的財産推進計画

『知的財産推進計画2003』⁸⁾には「知的財産教育に関する児童生徒向け教育及び教員向け教育を推進」が挙げられ、2006年の「知的財産人材育成総合戦略」には「子供から社会人にいたるまで、知的財産に関する教育・啓発を受ける機会を拡大することにより、あらゆる人が知的財産マインドを持ち、知的創造を行い、他人の知的創造を尊重する」とされた。人材育成策として求められる知識・能力は「知的財産マインドや知的財産制度に関する基本的な知識を備え、活用できること」、「多くの一般

消費者に知的財産が認識されているわけではなく、模倣品・海賊版の購入が後を絶たないので、社会全体に知的財産を尊重するマインドが行き渡り、あらゆる人が知的財産に係わる一定の教養を身につけることが望まれる」とあり、『知的財産推進計画2007』⁹⁾では、「学校における知的財産教育を推進させる」とされた。

『知的財産推進計画2016』¹⁰⁾では、「知財教育・知財人材育成の充実」として、「知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは、それを実行する人材である。これらの人材を育てる基盤となるのは教育である」とあり、今後取り組むべき施策として「初等、中等、高等教育の各段階に応じ、社会と協働した知財教育を推進する」とされた。「小中高等学校における知財教育の推進」として、「次期学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知財に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知財の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る」こと、「先進的な理数教育を実施する高等学校等に対し、今後は、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則等の知識を実社会と関わり得る形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指し、その資質・能力が将来的な知財の積極的活用・事業化へとつながる取組を併せて実施する」ことなど、学校段階に応じた内容が示され、「知財創造教育推進コンソーシアム」の創設を挙げた。

『知的財産推進計画2017』¹¹⁾では、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進」を挙げ、現状と課題として、①知財創造教育の体系化、②教育プログラム（題材）の収集・作成、③「地域コンソーシアム」の支援、また今後取り組むべき施策として、①小中高等学校、大学における知財教育の推進、②地域・社会と協働した学習支援体制の構築、③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備が挙げられた。

2016年までの知的財産推進計画では、「知的財産教育」「知財教育」あるいは「知財人材育成」との表現が用いられている。しかし、2017年には「知財教育」と「知財創造教育」の用語の混在が見られる。

2.3. 2018年以降の知財推進計画

その後、『知的財産推進計画2018』¹²⁾では、「知財創造教育・知財人材育成の推進」が挙げられた。「イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインで

きる人材が必要である」として、内閣府に設置された知財創造教育推進コンソーシアムでは、「新しい創造をすること」、「創造されたものを尊重すること」を子どもたちに理解させ、育むことを柱として、知財創造教育を推進するための取組が行われてきた。2017年3月に公示された学習指導要領においては、「創造性の涵養を目指した教育を充実させていくこと」が示されたことを踏まえ、知財創造教育を学校教育の中に取り入れやすくするように、知財創造教育と新学習指導要領との対応関係等を整理することを通じて、知財創造教育推進コンソーシアムでは、小中学校における知財創造教育の体系化が行われた。施策の方向性として、①教材の収集、小中学校における実証、高校における体系化、成功事例の発信、教育現場に知財創造教育を浸透、②地域コンソーシアムの拡充検討、③新学習指導要領の趣旨徹底、④教育現場の教職員が必要性を理解し、実施できるような教材の作成の4点が挙げられている。

その後、『知的財産推進計画2019』¹³⁾においては、「尖った才能を開花させる」とされたが、「知財創造教育」に触れられることはなかった。しかし、2019年末に発生した新型コロナウイルスのパンデミックは、社会に様々な混乱を生じ、企業活動の在宅勤務や学校の授業のオンライン実施は、著作権教育を含めて知財創造教育の必要性が再認識された契機になった。

その上で、『知的財産推進計画2020』¹⁴⁾は、「創造性の涵養／尖った人材の活躍」を引き継ぎながらも、新型コロナウイルス感染症による社会の生活様式の変化に伴い、「知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムの効果的な発信方法を検討する」として、「知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、知財創造教育を実践する教員を後押しする仕組みや、地域で知財創造教育の普及の拠点となる学校を後押しする仕組みの検討を行う」こと、さらには「地域主体で知財創造教育を実施するための持続的な推進体制（地域コンソーシアム）を全国で整えるとともに、構築された地域コンソーシアムのフォローアップを行うこと」とされ、知財創造教育連絡協議会が生まれる機会となった。また、「創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校等において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る」、「将来の教員を志す教育学部の学生等が、知財創造教育を理解し実践できるようにするため、カリキュラムへの導入等に向けた検討を行う」と

され、「知財創造教育」に用語が統一されることとなった。さらには、教員養成課程において、知財創造教育の重要性がクローズアップしたことも特筆できる。

『知的財産推進計画2021』¹⁵⁾においては、「知財を創造する人材の育成」に向けて、「知財創造教育推進コンソーシアムによって、知財創造教育が全国に広がりつつある」とあり、「2021年からは全国8地域で地域主導型の地域コンソーシアムの運用が開始することを受け、各地域コンソーシアムが主体となって知財創造教育を推進するという新たなフェーズに入った」と記されている。

知財創造教育推進コンソーシアムには、2020年7月に、各学校段階の有識者からなる「普及実践ワーキンググループ」が設置され、知財創造教育をより一層普及させ、持続的な実践につなげていくための方策について議論が行われた。普及・実践の段階別（①「知る」、②「実践する」、③「実践を継続する」）に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクションプランが取りまとめられ、「今後はこのアクションプランに沿った形で、各地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践が進んでいくことが期待される」としている。

最新の『知的財産推進計画2022』¹⁶⁾においては、「知財を創造・活用する人材の育成」として、「我が国のイノベーションを社会実装していく上で、知的財産に関する知識を持つことは必要不可欠であり、初等教育から高等教育、社会人教育に至るまで、知的財産を創造し、活用できる人材を継続的に育成していくことが重要となる」として、小中高等学校及び高等専門学校においては、『新しい創造をする』こと、及び『創造されたものを尊重する』ことを楽しく学び育む教育である知財創造教育の普及を目的とした知財創造教育推進コンソーシアムにおいて、2021年3月に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクションプランが取りまとめられたことを挙げ、2021年からは地域主導型の地域コンソーシアムの運用が本格的に開始され、今後は各地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践が進んでいくことが期待される」としている。

このように、2016年から2017年にかけて見られた「知財教育」と「知財創造教育」の用語の混在は、2018年以降は、小・中・高校に向けては後者に統一されることになった。「知財創造教育推進コンソーシアム」の設置によって収束してきたものと言える。

また、「知的財産学の教育課程を編成する際の参考と

することを目的とした『知的財産学における教育課程編成上の参照基準』を2022年に作成して公表する動きも見られる」と、知的財産推進計画に初めて「知的財産学」との記述もみられることとなった。この参照基準は、主として大学教育を対象とするものであるが、大学などの高等教育における「知財教育」と、高等学校までの初・中等教育では「知財創造教育」と概ね区別されていることがわかる。

2.4. 日本知財学会知財教育分科会

「知財教育」については、日本知財学会の動向を把握しておく必要がある。

日本知財学会は、「知財を生み出す研究者やそれを利用する企業の経営者が中心になって、ニーズ指向の知財学を振興するため」に2002年に設立され、「幅広い層の知財に関心を持つ関係者に参加を求め、科学技術やコンテンツにかかる創造、保護、活用について、法律、経済、経営、国際関係論など学際領域を中心に研究活動を振興していくことを目指します」としている。学会員には、研究者のほか、産業界や行政関係者が多く、政策提言を発するなど、学術団体でありながら、国家施策の企画立案に大きく影響を持つユニークな学会である。筆者らは、そのなかに「知財教育分科会」を設置し、知財教育についての学術研究を推し進めている。

知財教育分科会は、学会設立から5年を経て、2007年2月に知財教育を推進していた松岡、片桐、岡田、世良の

4名が発起人となって、学会理事の井口とによって、政策研究院でのキックオフミーティングで産声を上げた。それまでは日本知財学会には知財教育という研究領域は存在していなかった。年次学術発表会でも、知財教育に関する研究報告のセッションは存在せず、人材育成セッションの片隅で細々と息づいていた。知財人材育成と知財教育は、知財を人々に知らしめるという共通面はあるが、しかし、その対象は知財の専門家や高度な知財オペレーションを担当する者を対象とするのか、それとも広く、あらゆる人々に知財意識を醸成する教育する者を対象にするのか、大きな差異がある。人材育成セッションのなかに紛れ込んだ知財教育に関する研究・実践報告は、聴取者多数の興味と関心を得て、それが分科会の設置の原動力となった。知財教育分科会は、「技術者教育、産業教育、起業家教育あるいは教員養成などの今日の教育に求められる新しい側面を多く取り入れ、初等中等教育段階を含めた、専門家養成に捕らわれない知財教育の普及推進を目的に、教育学の研究者のほか、学校現場の教職員や生涯学習・社会教育などに携わる人々の連携を深め、わが国の知財教育の発展を目指している」とし、「技術者教育、産業教育、起業家教育あるいは教員養成などの今日の教育に求められる新しい側面を多く取り入れ、全国を縦断し活動を広げていく予定です」としている。以降、年次を追って新幹事に加わり、毎年1-2月には年間報告と計画立案する会をもち、その際、幹事から推薦のあった分科会員を新たに幹事の就任を依頼し、分科会

表1 日本知財学会年次学術研究発表会の知財教育セッション (注) 筆者作成

回	開催日	会場	テーマ
5	2007.6.30	東京大学	知財教育の方向性を探る
6	2008.6.29	日本大学	知財教育を推進するために
7	2009.6.14	東京工業大学	知財教育の進展 — 学習指導要領と知財教育
8	2010.6.19	東京工科大学	知財教育における課題の所在
9	2011.6.25	専修大学	アジア知財教育ネットワークの構築に向けて
10	2012.12.9	大阪工業大学	知財教育とは何か。何が問題か。
11	2013.11.30	青山学院大学	知財教育担当者の育成と研修 — 知財教育人材育成のルール形成 — 効果的な知財教育実践のために —
12	2014.11.30	東京理科大学	知財教育研究の課題と展望
13	2015.12.6	東京大学	知財（教育）研究の質的向上 — 知財（教育）研究論文の執筆に向けて —
14	2016.12.4	日本大学	知財教育とアクティブラーニング
15	2017.12.2	国士館大学	次の10年の知財教育の推進に向けて
16	2018.12.2	大阪工業大学	知財教育の新展開・中学校から高校への知財教育
17	2019.12.7	東京工業大学	知的財産推進計画と知財創造教育
18	2020.11.29	電気通信大学 (オンライン)	ニューノーマルにおける知財教育学を俯瞰する
19	2021.11.28	電気通信大学 (オンライン)	世界の知財教育
20	2022.11.6	電気通信大学 (オンライン)	知財学会20年、知財教育分科会15年の節目に考える

運営がなされてきた。理事・幹事は、北海道・東北地区から九州・沖縄地区までくまなく分布することが特徴であり、また、分科会の登録会員は、知財人材育成や知財教育に造詣の深い研究者や教育実践者を中心に100名を超えている。

分科会の活動は、全国各地のユニークな知財教育・実践を掘り起こし、ネットワーク化を図るため、設置以来、年間4回の知財学の教育研究会を全国で巡回開催することと、年次学術研究発表会とで情報を共有しネットワーク構築を図り、知財教育の確立を進めてきた。2022年9月現在、全国巡回の知財教育研究会は63回を数えている。また、年次学術研究発表会の分科会セッションは、ラウンドテーブル形式をとり、参加者が同じテーブルについて議論を深め、課題解決に向けて、今後の方向性を見定めるものとして位置付け、共通認識に持って参加者全員で討議を行ってきた(表1)。これら活動を通して、日本全国各地の学校教育や地域での知財教育の優れた教育研究や教育実践を相互に情報共有し、普及推進を図ることを目指している。

しかし、知財教育分科会では、「知財教育」とは何か、明文化した定義を定めなかったことが、今日、「知財創造教育」との区別が曖昧となっている要因と言える。

3. 「知財創造教育」の概念形成

3.1. 内閣府知財創造教育推進コンソーシアム

こうして日本知財学会によって「知財教育」の概念形成が進んできた一方、「知財創造教育推進コンソーシアム」が設置されて「知財創造教育」という概念が形成されることになった。知財創造教育推進コンソーシアムは、2006年2月と3月の2回にわたり「知財教育タスクフォース」が開催され、それを受けて、2007年1月に知財創造教育推進コンソーシアム推進委員会と検討委員会の第1回会合が開催された。推進委員会は上の階、検討委員会は下の階と呼ばれ、推進委員会は、知的財産戦略推進担当大臣をはじめ、関係省庁、産業界、教育関係団体の代表者で構成され、これまでに4回の開催がある。一方、検討委員会は、知財創造教育にかかわる団体や教育の実務者で構成され、これまでに10回開催されてきた。

タスクフォースの段階では「知財教育」とされていたが、その後「知財創造教育」とされたのは、その対象として小中学校・高校教育現場では、「知財教育」が、一般に受け入れられにくい現状があった。知的財産基本法では、「知的財産」と「知的財産権」は厳然と区別されているが、一部では「知財教育」は、「知的財産権の教

育」と捉えられたこともあり、「知的財産の教育」であることを明示的にするためであった。その結果、「知財教育」と「知財創造教育」の区別が問題となった。その後、2020年7月から2021年3月にかけて4回の普及実践ワーキンググループによって、知財創造教育は「新しい創造をする」及び「創造されたものを尊重する」ことを、楽しみながら育む教育」と定義された¹⁷⁾。

3.2. 地域知財創造教育推進コンソーシアム

内閣府本府で開催される推進委員会・検討委員会とは別に、「教育現場と地域社会との効果的な連携・協働を図りながら、地域が一体となって知財創造教育を推進させるための基盤」となる「地域コンソーシアム」の構築が図られた。これは、「地域・社会と協働した「知財創造教育」に資する学習支援体制の調査事業」として実施されたものである。地域コンソーシアムは、2017年に開始した北海道、中部、近畿、九州の先発4地域と、1年遅れて2018年に開始した東北、関東、中国、四国の後発4地域で、それぞれ、将来、自立した組織を構築することを目指して、それぞれ3年間にわたって実施された。

その後、先発地域は2020年3月に、後発地域は2021年3月に地域コンソーシアムの設置期限を迎え、自立を求められて結成されたのが、知財創造教育連絡協議会をはじめとする地方知財創造教育推進コンソーシアム後継組織である。中部地方と近畿地方を対象に、2021年1月に知財創造教育連絡協議会のキックオフミーティングが行なわれ、1年後には、東北地方と関東地方が対象地域に加わり、さらには2021年7月には、遅れて北海道も対象地方に加わった。中国、四国、九州地方は、それぞれ独立した後継組織が結成されている。

3.3. 知財創造教育連絡協議会

知財創造教育連絡協議会は、従前の地域コンソーシアムで構築された産官学のネットワークを継承しつつ、学校教育現場の教職員のネットワークを強化して、今後の知財創造教育の進展を目指すものとして、活動としては次の3層構造を挙げている。第1層は、気軽にコミュニケーションが図れるようにSNS(スラック)を活用すること。第2層としては、月例の「知財創造教育サロン例会」で、エリア内で話題提供者をリレーしながら、オンラインでディスカッションを行うことにし、すでに15回を超える開催となっている(表2)。

知財創造教育連絡協議会は、さらに第3層として、教育実践の高度化を進めるために、全国の産学官の各分野

表2 知財創造教育サロン例会

(注) 話題提供者の所属名は開催日のものである。筆者作成

回	開催日	話題提供者と所属	話題
1	2021.3.26	吉田拓也 (四天王寺東高等学校中学校)	知財創造教育に関する授業の実践について
2	2021.4.18	渥美勇輝 (鈴鹿市立天栄中学校)	技術教育と知財教育
3	2021.5.6	上野翼 (三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株))	知財創造教育の普及に向けて
4	2021.6.20	光明寺大道 (日本弁理士会関西会)	日本弁理士会関西会での小中高等学校での知財授業の紹介
5	2021.8.22	後安美紀 (一財) たんぽぽの家)	人間の発達段階に応じた知財創造教育について
6	2021.9.19	原口直 (東京学芸大こども未来研究所)	知財創造教育への第一歩 教員へのアプローチ～
7	2021.10.17	世良清 (名古屋文理大学)	日本学術振興会 (JSPS) 科学研究費 (奨励研究) による商業高校での知財教育実践の総括
8	2021.11.21	角田正芳 (東海大学)	知的財産創造教育東海大学モデル
9	2021.12.19	山田繁和 (大阪工業大学)	関西での知的財産教育の実施状況
10	2022.1.9	片桐昌直 (大阪教育大学)	高校理科と知財教育について
11	2022.2.20	小山和美 (一社) 発明推進協会)	発明推進協会の知財創造教育事業
12	2012.4.17	大津孝佳 (沼津工業高等専門学校)	沼津高専に於ける地域特性を活かした知財創造教育
13	2022.5.15	貝原巳樹雄 (一関工業高等専門学校)	地域の知財創造教育活性化とモデリング・インタビューの推進
14	2022.6.19	大塚裕一 (独)工業所有権情報・研修館)	知財を通じた、輝ける場の創出
15	2022.7.17	辰巳育夫 (大阪工業大学)	東工大附属科学技術高校でのパテントコンテストの取り組み
16	2022.9.25	川俣純 (つくば市立大穂中学校)	中学生だからこそできる知財創造の授業展開

表3 知財創造教育講演会

(注) 筆者作成

回	開催日	講演者と所属	演題
1	2021.1.6	澤井智毅 (世界知的所有権機関日本事務所)	高校生に伝えたいイノベーションと知的財産
2	2021.7.20	浜岸広明 (内閣府知的財産戦略推進事務局参事官)	変革する知財創造教育
3	2022.3.29	石橋一郎 (福岡県発明協会 / (株) 安川電機)	私の知財教育実績と講義内容のご紹介
4	2022.7.28	横井巨人, 田中麻衣 ((一財) 工業所有権協力センター)	学生時代からのJ-PlatPat デビューで知財リテラシーは決まる! ～特許検索競技大会についてでステップアップ～

から時宜を得た講演会を開催している (表3)。

これら知財創造教育サロン例会や講演会の活動は、コロナ禍にあって、初回から現在に至るまで、全ての回でオンラインによる開催により、キックオフ以来、毎月欠かさず開催してきた。オンライン開催は、会場開催に比して、移動のための時間や費用を要しないことなどの利点もあり、着々と開催を続けてこられたことは、研究費予算を持たない学校教職員、あるいは教職を目指す学生にとっては、どこにいても多くの費用を要さず参加でき

る機会は、大きな存在価値として捉えることができる。こうして、着々と歩みを進める一方で、課題も散見される。サロン例会や講演会の話題・演題から見ると、「知財教育」と「知財創造教育」が混在していること。学校教育現場での共通認識がまだ十分に浸透していないことが課題として認識できる。さらには国の施策と協働する民間組織としての在り方やその役割、資金や人材などの運営資源の確保など列挙に暇がない。さらには、知財創造教育連絡協議会は北海道から近畿までの広範囲を対象

地域としているのは、本来の趣旨を達成しているとは言えないので、支部分割が検討されている。また、知的教育を支援する他の関連団体との一層の連携も重要である。これらの課題解決を経て、一層の活性化、将来にわたる継承が望まれる。

4. 知財教育を支援する関連団体の存在

知的財産推進計画に伴って、学習指導要領による学校教育における知財教育・知財創造教育の普及進展は、支援する関係団体の存在によるところが大きい。知財教育学の基盤整備に当たり、知財教育と密接な関係のある諸団体の教材や人材などの資源の状況などを情報共有するなどの貢献が見られる。

4.1. (独法) 工業所有権情報・研修館 (INPIT)¹⁸⁾

特許庁の独立行政法人である(独法)工業所有権情報・研修館 (INPIT) は、産業財産権の学習を支援する事業を展開している。近い将来、企業等で活躍することが見込まれる「明日の産業人材」である児童生徒の総合的な知財マインドを育むため、平成23年度から「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を実施し、令和2年度から、この事業に代わり「知財力開発校支援事業」を実施している。また同様に、平成14年度から「パテントコンテスト」を実施し、平成22年度からは「デザインパテントコンテスト」を実施して、特許権又は意匠権の取得までの手続を実体験してもらうなど、知的財産マインド及び知的財産権制度への理解向上を目指してきた。また、HP から自由にダウンロードできる電子版などの知的財産に関する学習用資料の提供も行っている。さらに、IP・e ラーニングの提供方式を大幅に刷新し、「IP ePlat」として正式にサービスを開始した。これにより、無料で様々な知財に関する内容を、動画により学習が可能でとなっている。「知財の世界へようこそ!」などの初学者向けのコンテンツもあり、児童生徒や教師においても有用な内容を提供している。

4.2. 日本弁理士会 知的財産支援センター¹⁹⁾

日本弁理士会は、産業財産権にかかわる専門家の組織であり、社会貢献活動の一つとして、20年以上に亘り全国の小中高校、高専、大学向けに知的財産を教える知財授業を、現地に赴き対面で実施してきた。また、従来から、小中学生、高校生向けの知財学習用の動画コンテンツや教材、知財コラム等を多数作成し、オンラインで提供し、コロナ禍の子どもたちの学習状況を踏まえ、「日

本弁理士会としても、全国の子どもたちに向けて、発明工作を行う知財授業を、動画配信にとどまらず、先生役の弁理士と話しながら授業を受けられる双方向のオンライン知財授業(「おうちで発明」)実施に向けて立証授業を行っている」としている。

4.3. (一社) 知的財産研究教育財団 知的財産教育協会²⁰⁾

(一社) 知的財産研究教育財団 知的財産教育協会は、知的財産管理技能検定の実施と、それに伴う教育事業を展開している。「グローバル化やデジタル化、技術革新による第4次産業革命により、社会人に求められる知的財産に関する知識やスキルも、20世紀型から21世紀型へ変化しているなかで、知的財産基本法において知的財産は「ビジネスに有用な情報」と捉えることができる。そして、21世紀型への変化の中で、知的財産の領域が従来の知的資産の領域まで拡張してきていることは、ビジネスモデルやデータの重要性がますます高まっていることから明らかである」とし、「そこで、重要なのは、知的財産に関する関係者が広がっていることである。20世紀型では、事後的な権利化を前提として知財部門とR&D部門が中心であった。21世紀型では、ビジネスに有用な情報つまり知的財産が全社に存在し、それを全社で共有し戦略的活用することが重要となることで、関係者は経営者を含む全社に広がった。知財教育の対象者と内容もこれに対応して変化するのが自然である」と述べている。

4.4. (公財) 発明推進協会²¹⁾・(一社) 発明協会²²⁾

公益社団法人発明協会が実施している全国発明表彰、地方発明表彰、全日本学生児童発明くふう展、未来の科学の夢絵画展、少年少女発明クラブ事業などの発明奨励事業がある。また、一般社団法人発明推進協会における知財ist研修等の知財教育事業のコロナ禍での取り組みや知財創造教育関係の図書刊行事業がある。

5. まとめ

「知財教育」と「知財創造教育」の共通点や相違点について、厳然とした区別がなされているとも言えない状況を背景に、本稿では、課題を顕在化によって、今後の方向性見いだすと共に、さらなる発展に向けて考えることとした。知財教育は、内閣府の「知的財産推進計画」のなかでその施策が記され、また日本知財学会知財教育分科会による研究推進体制の構築と、それを支援する各種関連団体によって、学術研究の対象としての「知財教

育学」が確立される趨勢にあること、また、教育実践関係者の交流を主とする知財創造教育連絡協議会の動きを報告した。これまで混在していた「知財教育」と「知財創造教育」は、行政と学術研究・教育実践団体との間で「知財教育研究」の定義をより明確化したうえで、今後は主として前者は専門教育の場で使用し、後者は基礎教育、教養教育で使用するなどの整理が必要であることを提言したい。

学校教育の場で知財教育・知財創造教育の実践は、近隣国の中国や韓国でもみられる²³⁾が、知財教育学として学術研究の体制が構築されているのは日本だけであり、これは、特許庁による調査研究事業による、欧米中韓諸国へのヒアリング²⁴⁾や、2022年11月に開催される「国際シンポジウム－若者と知財－」²⁵⁾に向けて、世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所長の澤井智毅氏と筆者とのディスカッションでも明らかになっており、画期的であることは間違いない。今後、コロナ禍後は、世界知的所有権機関（WIPO）など連携し、世界各国との国際的な知財教育研究の交流が広がることを期待したい。

参考・引用文献

- 1) 世良清, 松岡守, 村松浩幸, 陳愛華, 吉日噂拉, 錦秀, 第14章 日本の知財教育の進展と日中韓における知財教育交流の展開, 知的財産イノベーション研究の展望 明日を創造する知財学, 白桃書房, 369-394(2014).
- 2) 内閣官房知的財産戦略推進事務局, 「知財立国への道」, ぎょうせい, (2003)
- 3) 世良清, 学校教育における知財学習の普遍化に関する調査研究 - 「知財教育学」の構築に向けて, 平成 20年度 TEPIA 知的財産学術研究助成成果報告書 Bulletin of TEPIA Intellectual Property Academic Research Grant 2008, 機械産業記念事業財団, 29-39, (2008).
- 4) 日本知財学会知財教育分科会 https://www.ipaj.org/bunkakai/chizai_kyoiku/index.html (2022.9.30最終閲覧) .
- 5) 世良清, 日本の知財教育の経過と展望 - 知財政策とともに進展してきた知財教育の到達点を考える -, 日本知財学会知財教育分科会, 知財教育研究, NextPublishing Authors Presspp, 14-23,(2020).
- 6) 内閣府 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyoiku.html> (2022.9.30最終閲覧) .
- 7) 世良清, 渥美勇輝, 上野翼, 吉田拓也, 「知財創造教育連絡協議会」の現在の状況と今後の方向性, 日本教育学会第81回大会, (2022).
- 8) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産の創造, 保護及び活用に関する推進計画, (2003).
- 9) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産推進計画 2007, 126-128.
- 10) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産推進計画 2016, 22-27.
- 11) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産推進計画 2017, 52-57.
- 12) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産推進計画 2018, 12-13.
- 13) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産推進計画 2019, 6-10.
- 14) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産推進計画 2020, 12-14
- 15) 内閣府知的財産推進戦略事務局. 知的財産推進計画 2021, 72-75
- 16) 内閣府知的財産推進戦略事務局, 知的財産推進計画 2022, 90-92
- 17) 知財創造教育推進コンソーシアム普及実践ワーキンググループ, ニュー・ノーマルを担う人材の育成に向けて 一知財創造教育の普及・実践一, (2021).
- 18) (独法) 工業所有権情報・研修館 <https://www.inpit.go.jp/jinzai/index.html> (2022.9.30最終閲覧) .
- 19) 日本弁理士会 知的財産支援センター https://www.jpaa.or.jp/about-us/attached_institution/support/ (2022.9.30最終閲覧) .
- 20) (一社) 知的財産研究教育財団 知的財産教育協会 <https://ip-edu.org/> (2022.9.30最終閲覧) .
- 21) (公財) 発明推進協会 <http://www.koueki.jiii.or.jp/> (2022.9.30最終閲覧) .
- 22) (一社) 発明協会 <http://www.jiii.or.jp/index.html> (2022.9.30最終閲覧) .
- 23) 世良清, 近隣海外諸国との教育ネットワークを活用した国際的な知財教育の展開, 産業教育振興中央会, 産業と教育. (769), 実教出版, 46-51, (2018).
- 24) 三重大学, 平成19年度特許庁大学知財研究推進事業 初等・中等教育における知財教育 手法の 研究報告書, (2008).
- 25) 世界知的所有権機構日本事務所 https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2022/news_0037.html (2022.11.24最終閲覧).